

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(漏えい、改ざん、滅失、き損等の防止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、滅失、き損等の防止など必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(業務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を第三者（子会社等を含む。）に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による業務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその方法によるものとする。

(調査等)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況（再委託先における状況を含む。）について、随時調査し、若しくは受注者から報告を求め、又は必要に応じて個人情報の取扱い等に係る指示をすることができる。

(事故、漏えい等の発生時における報告)

第11 受注者は、取扱いの委託を受けた個人情報の漏えい等が発生したとき、又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第12 受注者が個人情報の取扱いに関し、この契約又は個人情報の保護に関する法律等の法令に違反した場合は、発注者は、この契約を解除することができる。

第13 受注者は、発注者が第12の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。

第14 発注者は、第12の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しないものとする。

(損害の賠償)

第15 受注者が個人情報の取扱いに関し、この契約又は個人情報の保護に関する法律等の法令に違反した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を発注者に賠償しなければならない。

(注) 委託の業務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略して差し支えないものとする。